

附属機関等の会議録等の公表に関する指針

1 目的

市民参加条例（平成 21 年北広島市条例第 2 号）第 9 条第 7 項の規定を踏まえ、市の審議会等（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関。以下、「附属機関等」という。）の会議における会議録等の公表に関し基本的な取扱いを定めるものとする。

2 公表する会議録等

附属機関等の透明性確保や、附属機関等と市民との情報共有を図るため、公表する内容については、会議録のほか、会議資料及び設置条例とする。

委員名簿については、市民参加条例第 9 条第 4 項の規定により、公表するものとされていることから、適切な取扱いに努めるものとする。

なお、北広島市情報公開条例（平成 11 年北広島市条例第 2 号）第 6 条第 1 項に規定する非公開情報に該当するときは、その内容について公表しないものとする。

3 公表の決定

附属機関等の会議における会議録等の公表の決定は、附属機関等の会長等が当該会議に諮って行うものとする。

4 会議録等の公表までの期間

附属機関等の庶務を担当する所管課は、会議を開催したときには、会議資料、設置条例及び委員名簿について、会議開催日から 7 日以内にホームページへの掲載等の方法により公表するよう努めるとともに、会議録についても、会議開催日から 1 月以内に作成し、公表するよう努めるものとする。

なお、会議録等の公表について、定められた期日までに公表できないときには、市民参加担当課に報告するものとする。

5 適用期日

この指針は、平成 29 年 4 月 1 日以降に開催される附属機関等の会議に適用する。